



係 員	係 長	課 長 補 佐	課 長
-----	-----	---------	-----

特別徴収に係る市県民税の納期の特例に関する申告書

① 年 月 日  (宛先) 防府市長	② 申 請 者	住 所 又 は 所 在 地			③ 特徴指定 番 号	
		氏名又は法人 の 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印	法人番号		④ 電 話 号 番 号	
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収に係る市県民税の納期の特例についての承認方を申請します。						
⑤ 特例の適用を受けようとする税額	年 月以後の支払に係る給与または退職手当等に対する税額					
⑥ 申請の月前6カ月間の各月末の給与の 支給を受ける者の人員及び各月の支払 金額  (外書は、臨時勤務者に係るもの)	年 月	外	人	外	円 円	円 円
	年 月	外	人	外	円 円	円 円
	年 月	外	人	外	円 円	円 円
⑦	1 現に市県民税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときはその理由の詳細 2 申請の日前1カ月以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日					
※ 処 理 欄	処理区分	理 由				月 日
	承 認 却 下					通 知 済

## 申請についての注意事項

### 1 特別徴収税額(市県民税)の納期の特例の利用について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者であります。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与又は退職手当等について、特別徴収をした市県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。  
6月から11月までに徴収した分……………12月10日まで  
12月から翌年5月までに徴収した分………6月10日まで
- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となつた場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

☐注 意 滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けましても、滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特に注意願います。

### 2 申請書の書き方

- (1) 「②」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- (2) 「③」欄には…特別徴収指定番号を記入してください。
- (3) 「④」欄には…連絡に便利な電話番号を記入してください。
- (4) 「⑤」欄には…特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (5) 「⑥」欄には…申請の日前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額を記入してください。  
この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ外書してください。
- (6) 「⑦」欄には…該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- (7) ※印を付けた欄には記入しないでください。